

情報技術研究所開放試験機器工作機械等使用要領

(趣旨)

1 この要領は、岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱に規定する情報技術研究所が所有する開放試験機器の工作機械および自動切削加工機（以下「工作機械等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(誓約書の提出)

2 工作機械等を使用する者（以下「使用者」という。）は、開放試験室設置機器利用申込書を提出する際、別紙1に示す誓約書を提出すること。なお、書面は使用者の所属の代表者名義とする。

(工作機械等の使用)

- 3 工作機械等の使用にあたり、使用者は以下の事項を遵守すること。
- 一 旋盤・フライス盤・ボール盤・コンターマシンは危険防止のため、経験者以外は使用しないこと。自動切削加工機に関しては、情報技術研究所が行う研修を受講すること。
 - 二 工作機械等や工具が故障・破損した時は速やかに担当職員に連絡すること。
 - 三 安全に留意して作業を行うこと。作業により負傷した場合は直ちに使用を中止し、速やかに担当職員に連絡すること。
 - 四 工作機械等の使用中は原則、工作室から離れないこと。やむを得ず工作室から離れる場合は、担当職員了解を得ること。

(材料の持込)

4 材料は使用者が調達して持参すること。

(利用終了時)

5 作業終了後、使用者は工作機械等を原状復帰し、工作機械等およびその周辺の清掃を行うこと。工作室退室時に担当職員へ届け出て確認を得ること。

(その他)

6 利用に関し問題が発生した場合は、情報技術研究所長に解決を一任する。

附則

この要領は、平成21年1月15日から施行する。

誓 約 書

平成 年 月 日

岐阜県情報技術研究所長 様

申込者
住 所
団体名
代表者名
Tel () 印

開放試験室の設備を利用するにあたっては、設備使用者を以下により届け出るとともに、これらの者を指導し、岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱で定める事項および以下に示す事項を遵守することを誓約します。

設備利用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
開放試験室設備名	
使用者	

- 機器の使用中に機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において機器等の修理又は損害の補てんをします。
- 使用者の使用中の災害補償については、一切求償しないものとします。